

政務調査費取扱い手引書

仙 台 市 議 会

平成20年4月

はじめに

地方分権の推進に伴い地方の自主性、自立性の拡大が図られるなか、議事機関や監視機関としての機能を担っている議会においては、より一層、政策形成機能の充実強化や住民への説明責任を果たすことが大切になっております。

このようななか議会の諸機能の充実・強化やその役割と責務を遂行するための、議員活動を支えているのが、地方自治法や仙台市政務調査費の交付に関する条例等に基づき、その経費の一部として交付されている政務調査費制度であります。

一方、この政務調査費の使用にあたっては、会派や議員の独自性や自立性が尊重されることが基本であるが、その費用は市民の税金が財源となっており、一層の透明性の向上に努め、市民の理解を得ることが求められております。

この「政務調査費取扱い手引書」は、このような趣旨を踏まえ、全会派で構成する「政務調査費に関する条例等整備会議」において、時代に即応した政務調査費のあり方や使途の具体的内容、手続き等について、判例や他都市の事例等を参考にして、検討を重ね、全議員の申し合わせとしてまとめ上げたものであります。

今後、この手引きを活用することにより、政務調査費の使用がより適正に行われるとともに、これまで以上に議会の諸機能の充実が図られ、仙台市の更なる発展に寄与されますことを願うものであります。

平成 20 年 4 月

仙台市議会議長 赤間 次彦

目 次

第1章 政務調査費の概要

- 1 政務調査費とは 1
- 2 政務調査費交付の根拠となる法律、条例等 1
- 3 交付の概要 1

第2章 交付申請・収支報告の手続き

- 1 交付申請から収支報告までの流れ 2
- 2 月ごとの出納手続き 4
- 3 その他の手続き 5

第3章 使途基準の運用指針

- 1 政務調査費支出の原則 7
- 2 政務調査費執行の原則 8
- 3 実費弁償の原則 8
- 4 按分による支出の指針 8
- 5 旅費の原則 9
- 6 年度主義の原則 9

7	項目別の政務調査費支出	
	調査研究費	10
	研修費	12
	会議費	13
	資料作成費	14
	資料購入費	15
	広報広聴費	16
	人件費	17
	事務所費	18
	事務費	19
	その他の経費	20
8	対象外の経費	21

第4章 支出手続きの概要

1	基本手続き	23
2	収支状況報告書の提出	23
3	領収書等の証拠書類の整理	23
4	関係書類の整理保管	24

<関係資料>

1	領収書添付用紙	27
2	領収書添付用紙（按分用）	28
3	政務調査費支払証明書	29
4	政務調査費支払証明書（按分用）	30

<条例・規則・要綱>

1	仙台市政務調査費の交付に関する条例	33
2	仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則	37
3	仙台市政務調査費の交付に関する要綱	39

第1章 政務調査費の概要

1. 政務調査費とは（条例第1条）

政務調査費とは、『地方自治法第100条第13項及び第14項』の規定により制定された『仙台市議会政務調査費の交付に関する条例』に基づき、議会における会派に対し、市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。

2. 政務調査費交付の根拠となる法律、条例等

政務調査費交付の根拠となる法律、条例等は下表のとおりです。

① 法律	地方自治法 第100条第13項及び第14項 第13項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。 第14項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
② 条例	仙台市政務調査費の交付に関する条例 (P33)
③ 規則	仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則 (P37)
④ 要綱	仙台市政務調査費の交付に関する要綱 (P39)

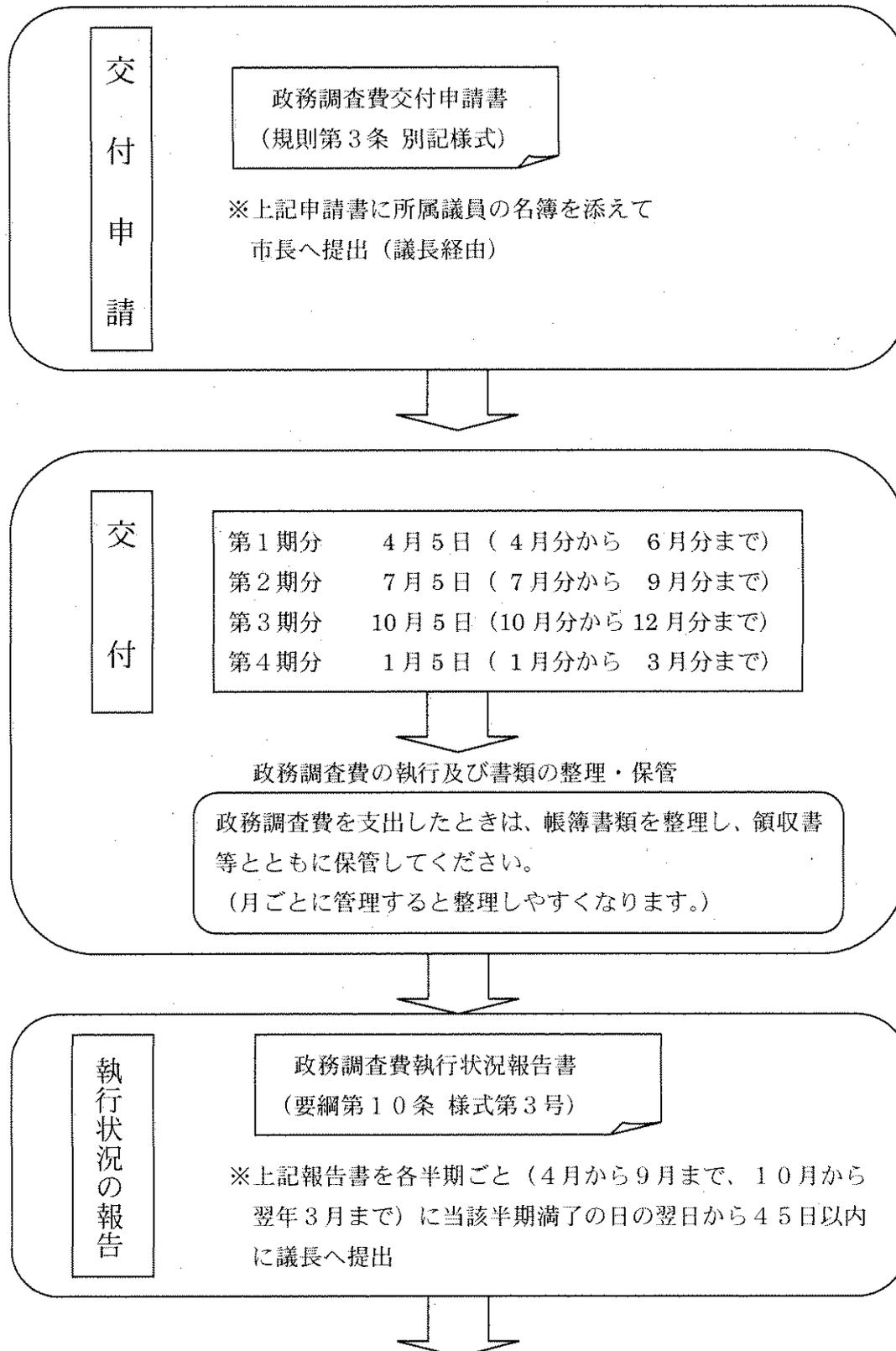
3. 交付の概要

交付の対象、交付額、交付方法については、下表のとおりです。

① 対象（条例第2条）	会派(所属議員が1人の場合を含む)
② 交付額（条例第3条）	月額35万円 × 各月における当該会派の所属議員数
③ 交付方法(条例第3条)	各四半期の初日の属する月の5日に交付します。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>4月5日（4月分から 6月分まで） 7月5日（7月分から 9月分まで） 10月5日（10月分から 12月分まで） 1月5日（1月分から 3月分まで）</p> </div> <p>※ただし、上記交付日が休日（仙台市の休日を定める条例に規定する休日）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日に交付します。</p>

第2章 交付申請・収支報告の手続き

1. 交付申請から収支報告までの流れ



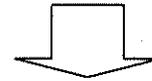
毎
年
度
終
了
後

政務調査費収支状況報告書
(要綱第9条 様式第2-1号)

領収書等の証拠書類 (写)

調査研究活動報告書
(要綱第9条 様式第2-2号)

年度終了後の5月15日まで
議長へ提出

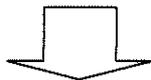


議長は左記の写しを市長へ
送付

政務調査費の返還 (条例第10条第1項)

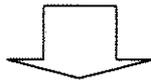
前年度に政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費の総額から前年度において必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には、当該年度の5月15日までに当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければなりません。

返還額 (残余金) = 年度交付額 - 年度内支出済額



収支状況報告書等の保存 (要綱第4条第3項)

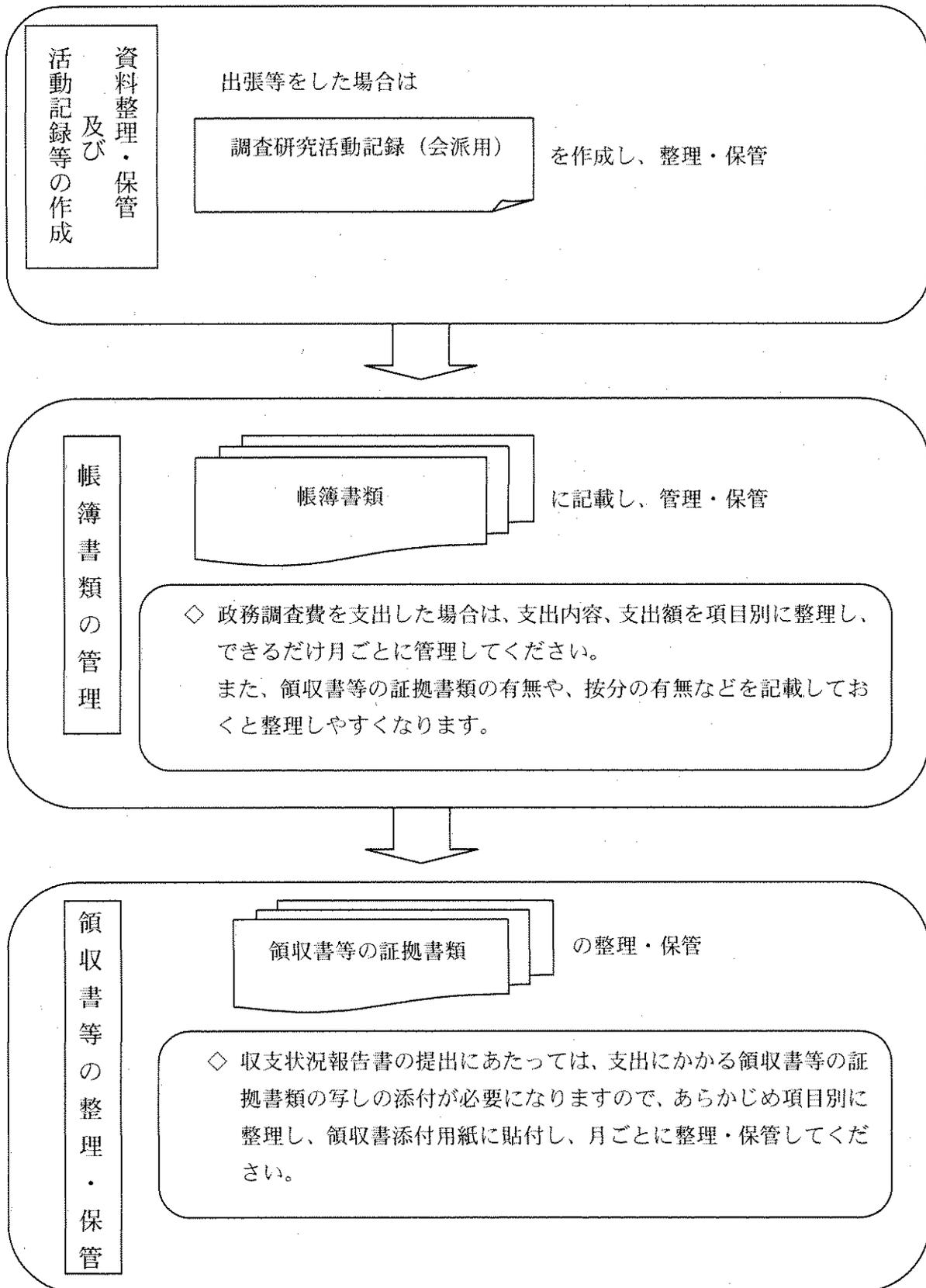
収支状況報告書等は、これを提出すべき期限の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければなりません。



議長検査の実施 (要綱第11条)

収支状況報告書等の検査があります。

2. 月ごとの出納手続き



3. その他の手続き

① 会派が解散したとき（条例第9条第4、5項）

当該会派の経理責任者であった者は、当該解散した日の属する年度に交付を受けた政務調査費に係る収支状況報告書を作成しなければなりません。

また、収支状況報告書等を当該解散した日の属する翌月（その日が基準日（月の初日）に当たるときは、その日の属する月）の末日までに議長に提出しなければなりません。

なお、議員の任期が満了したとき又は議会の解散があったときも同様の取扱いとなります。

② 改選期における取扱い（条例第3条第1項）

改選期に限り、「4月分」と「5、6月分」の2回に分けて、交付申請を行うとともに、「4月分」の収支状況報告を行います。

第3章 使途基準の運用指針

政務調査費の支出は、条例、規則、要綱に基づき、適正に取り扱わなければなりません。

この章では、事項別に考え方の原則を示すとともに、その運用について出来るだけ具体的に解説することで、より適正な執行を目指すものです。

1. 政務調査費支出の原則

会派は、規則で定める用途基準に従って政務調査費を支出するものとし、必要経費以外に充てられません。(条例第5条)

用途基準の項目、内容については、下表のとおりです。(規則第2条)

項目	内容	経費例
調査研究費	市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究活動に係る旅費・交通費 ○ 自動車利用時の燃料代、駐車場代、自動車借上料 ○ 高速道路使用料 ○ タクシー代 ○ 大学や民間調査機関等への調査委託費 ○ その他の経費
研修費	研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催する場合 ○ 会場借上料、機材借上料 ○ 会食経費(茶菓代を含む) ○ 講師謝礼 ○ 研修会等の開催に要する事務的経費 ○ その他の経費 ・ 参加する場合 ○ 研修会・シンポジウム等に参加するための会費・受講料・旅費・交通費 ○ その他の経費
会議費	各種会議に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場借上料、機材借上料 ○ 会議に要する事務的経費 ○ 会議に伴う茶菓代・食事代 ○ その他の経費
資料作成費	調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料の印刷・製本代 ○ コピー代 ○ 翻訳料 ○ 原稿料 ○ 資料に使用する写真代 ○ インターネット・ホームページ作成及び維持管理に要する経費 ○ その他の経費
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書籍代 ○ 新聞、雑誌などの購読料 ○ ビデオテープ、CD-ROMなどの視聴覚教材購入費 ○ その他の経費
広報広聴費	議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告会等の開催に係る諸経費 ○ 市議会ニュース等の広報紙の発行経費 ○ 広報紙等の配布経費(封筒、切手等) ○ 市民の意識調査等に係る経費 ○ 市政広聴会や意見交換会の開催に係る経費 ○ 市民からの要請に基づく広聴活動経費 ○ インターネット・ホームページ作成及び維持管理に要する経費 ○ その他の経費
人件費	調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助員等給料、アルバイト賃金 ○ 時間外勤務手当、通勤手当等各種手当 ○ 労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の雇用主負担分 ○ その他の経費
事務所費	調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所の賃貸借料(家賃) ○ 事務所の維持管理費(光熱水費、清掃委託費、警備委託費、修繕費など) ○ 事務所に附帯する駐車場の賃貸借料 ○ その他の経費
事務費	調査研究活動に要する事務経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務用品(筆記用具、ファイル類、用紙・封筒など)購入費 ○ 事務用機器・事務用備品(コピー機など)の購入及びリース料 ○ O A 機器(パソコン、プリンター、O A 関連用品)の購入費及びリース料 ○ 事務連絡等に係る通信・運搬料(電話料金、切手、ハガキ代) ○ その他の経費
その他の経費	前各号に掲げるもののほか会派が必要と認めた調査研究活動に要する経費	

2. 政務調査費執行の原則

政務調査費の執行は、次に掲げる事項に留意のうえ、会派及び議員の各々の責任において、適正に取扱います。

(1) 調査研究の目的が市政に関するものであること。

政務調査費は、市政に関する調査研究活動（以下「政務調査活動」という）に資するため必要な経費の一部として、会派に交付されるものです。

(2) 政務調査活動に合理性と必要性があること。

調査研究の目的を十分に踏まえ、活動の内容に合理性と必要性が求められます。

(3) 政務調査活動に要した金額や経費負担のあり方に妥当性があること。

支出金額が、社会通念上、相当と認められる範囲内であることが必要です。

(4) 政務調査費の執行について、適正な手続きがなされていること。

政務調査費の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、透明性を確保できるよう適正な手続きが必要です。

(5) 支出について説明ができるよう書類等が整備されていること。

議長は、提出された収支状況報告書等の内容を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者に対し、証拠書類等の資料の提出を求めることができます。

3. 実費弁償の原則

調査研究活動に要した費用は、実費が原則です。

4. 按分による支出の指針

会派及び議員の活動は、政務調査活動以外にも、政党活動、後援会活動等と多面的であり、これらの活動を必ずしも明確に区分できるとは限りません。

その場合には、実態に合った（政務調査活動に要した部分の時間割合など、実績や実情を考慮した）按分による算定方法を用います。

しかし、その方法により難しい場合は、按分の割合を1/2を上限として計算した額を支出額とします。

5. 旅費の原則

調査研究活動に要する旅費の支出にあたっては、「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」に基づき支出するものとします。(要綱第7条)

なお、視察調査等の旅費の支出は、支出総額を1件とし、支払証明書で対応します。

6. 年度主義の原則

経費の支出は、毎年度4月1日から3月31日までの間に発生した経費に対して支払ったものが、当該年度の経費となります。

7. 項目別の政務調査費支出

政務調査費は、「仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則」で示されている項目、内容に沿って支出できるものですが、具体的な内容に関しての支出の可否や、考え方をまとめましたので、支出にあたっての参考としてください。

調査研究費

1. 内容

会派及び議員が行う市政に関する調査研究活動のために必要な経費及び、市内若しくは市外（国外も含む）への出張に要する旅費、外部団体等への調査委託等に要する経費。

2. 経費例

- ① 調査研究活動に係る旅費・交通費
- ② 自動車利用時の燃料代、駐車場代、自動車借上料
- ③ 高速道路使用料
- ④ タクシー代
- ⑤ 大学や民間調査機関等への調査委託費
- ⑥ その他の経費

3. 考え方

- ① 調査委託を行うときは、具体的な契約内容を記載した調査委託契約書を作成し、保管してください。

調査委託を実施するときは、調査委託等の目的、調査事項、委託期間、委託金額、委託先などの具体的な契約内容を記載した調査委託契約書によって契約し、これらの関係書類を作成し、保管してください。

- ② 政務調査費から人件費が支払われている補助員や生計を一にする親族を委託先とする調査委託費は、対象とはなりません。

- ③ 政務調査の必要性から、補助員等へ出張を依頼する場合は、旅費が支出できます。

- ④ 日当が支給される出張の場合は、調査目的地内での交通費、飲食代は重複支出となり、対象外です。

「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」に規定されている日当と宿泊料を支出する際には、その日当・宿泊料には、調査目的地内での交通費や飲食代及び諸雑費が含まれています。

- ⑤ 自動車を政務調査活動に使用する場合は、次の取扱いとします。

自動車利用に係る経費として支出できるものは、燃料代、有料道路使用料（E T C 利用も可）、調査先での駐車料金とします。

車両本体の購入経費、車両の維持管理経費（車検代、自賠責保険料及び任意保険料、自動車税）の支出はできません。

- ⑥ 自動車のリース代に要する経費は、次の取扱いとします。

調査研究活動の交通手段として用いることを目的とする場合であっても、一定期間継続的に使用、管理する自動車のリースについては、政務調査費の対象経費とすることは好ましくありません。

ただし、調査研究活動に用いる一時借上げのレンタカーについては、その費用を政務調査費から支出することができることとします。

- ⑦ E T C 利用料金は、利用区間や日時等を明確にしたうえで、支出してください。

E T C を利用して有料道路使用料を支出した場合は、利用区間や日時がわかる利用明細を保管してください。

研修費

1. 内容

会派及び議員が主催する研修会等の開催経費や、他団体が開催する研修会などへの参加に要する経費。

2. 経費例

・主催する場合

- ① 会場借上料、機材借上料
- ② 会食経費（茶菓代を含む）
- ③ 講師謝礼
- ④ 研修会等の開催に要する事務的経費
- ⑤ その他の経費

・参加する場合

- ① 研修会・シンポジウム等に参加するための会費・受講料・旅費・交通費
- ② その他の経費

3. 考え方

- ① 研修会やシンポジウムなどに参加するための出張経費は、支出できます。

研修会やシンポジウムなどに参加するため、市外等に出張する場合は、その旅費を研修費として支出することができます。

ただし、日当や宿泊費については、「特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例」で規定されている額を上限とします。

- ② 親睦や飲食を目的とする会合等は、支出の対象とはなりません。

- ③ 会派内の研修会等の開催に要する経費には、所属議員に対する講師謝礼等は含まれません。

会議費

1. 内容

会派及び議員が開催する政務調査活動に必要な各種会議に要する経費。

2. 経費例

- ① 会場借上料、機材借上料
- ② 会議に要する事務的経費
- ③ 会議に伴う茶菓代・食事代
- ④ その他の経費

3. 考え方

飲食を主目的とする会議、会派又は議員間の私的な懇談会等に要する経費については、支出の対象とはなりません。

資料作成費

1. 内容

調査研究活動のために必要な印刷物等の作成に要する経費。

2. 経費例

- ① 資料の印刷・製本代
- ② コピー代
- ③ 翻訳料
- ④ 原稿料
- ⑤ 資料に使用する写真代
- ⑥ インターネット・ホームページ作成及び維持管理に要する経費
- ⑦ その他の経費

資料購入費

1. 内容

調査研究活動のために必要な図書、新聞、雑誌、ビデオテープ等の購入に要する経費。

2. 経費例

- ① 書籍代
- ② 新聞、雑誌などの購読料
- ③ ビデオテープ、CD-ROMなどの視聴覚教材購入費
- ④ その他の経費

3. 考え方

購入数量については、「調査研究活動に資する」という目的を考慮し、適正な数量としてください。

広報広聴費

1. 内容

会派及び議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策等について、市民へ広報するために必要な経費、市政や施策等に対する市民の要望、意見等を聴取するために開催する会議や情報収集に係る活動、市政相談などに要する経費。

2. 経費例

- ① 報告会等の開催に係る諸経費
- ② 市議会ニュース等の広報紙の発行経費
- ③ 広報紙等の配布経費（封筒、切手等）
- ④ 市民の意識調査等に係る経費
- ⑤ 市政広聴会や意見交換会の開催に係る経費
- ⑥ 市民からの要請に基づく広聴活動経費
- ⑦ インターネット・ホームページ作成及び維持管理に要する経費
- ⑧ その他の経費

3. 考え方

- ① 政務調査費により作成した広報紙などの印刷物は、政務調査活動の記録としても重要であるため、その成果物（原本）を保管してください。
- ② 郵送に要する切手の購入は必要最小限とします。
- ③ 広報紙やホームページに係る経費は、その内容に後援会活動や政党活動などに関する記述等がある場合は、経費を按分してください。

人件費

1. 内容

調査研究活動のために必要な補助員等を雇用した場合の給料(アルバイト賃金)、手当、保険料の雇用主負担分などの経費。

2. 経費例

- ① 補助員等給料、アルバイト賃金
- ② 時間外勤務手当、通勤手当等各種手当
- ③ 労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の雇用主負担分
- ④ その他の経費

3. 考え方

- ① 会派及び議員において、人件費を支出する際は、雇用・勤務実態が確認できる書類を作成し、保管してください。
- ② 配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一にする者のいずれかに該当する者の常勤雇用による経費は、支出の対象とはなりません。
- ③ 雇用する補助員が政務調査に関する事務以外に従事している場合は、勤務日数・時間など、その実態に合わせ、経費を按分してください。

事務所費

1. 内容

調査研究活動に必要な事務所を設置し、その活動に利用している場合は、賃料及び維持管理に要する経費。

2. 経費例

- ① 事務所の賃貸借料（家賃）
- ② 事務所の維持管理費（光熱水費、清掃委託費、警備委託費、修繕費など）
- ③ 事務所に附帯する駐車場の賃貸借料
- ④ その他の経費

3. 考え方

- ① 賃貸借契約は、会派及び議員を契約者として締結してください。
- ② 事務所を設置した時は、事務所設置届及び賃貸借契約書（写し）を会派へ提出してください。
- ③ 自宅を事務所にした場合の光熱水費は、他の用途と区別できる場合に限り、支出できません。
- ④ 事務所が政務調査活動以外の用途にも利用されている場合、その実態に合わせて経費を按分し、支出してください。
- ⑤ 自己所有建物及び自宅を事務所として使用する場合の賃料（家賃）は、支出の対象とはなりません。

事務費

1. 内容

調査研究活動のために必要な事務用品、事務機器、その他備品の購入又はリースに要する経費、電話料金・切手代等の通信費、その他事務執行に要する経費。

2. 経費例

- ① 事務用品（筆記用具、ファイル類、用紙・封筒など）購入費
- ② 事務用機器・事務用備品（コピー機など）の購入及びリース料
- ③ O A機器（パソコン、プリンター、O A関連用品）の購入費及びリース料
- ④ 事務連絡等に係る通信・運搬料（電話料金、切手、ハガキ代）
- ⑤ その他の経費

3. 考え方

- ① 名刺（印刷）代は、政務調査費での支出はできないこととします。
- ② 電話料金は、その利用実態に合わせ、経費を按分して支出してください。
- ③ 相談者など来客に提供する茶菓・飲料水の購入費は、政務調査費で支出できます。
- ④ 資産形成につながる備品の購入代金は、政務調査費の対象外とします。
ただし、政務調査活動に直接必要と認められる備品については、その限りではありません。
- ⑤ 切手、プリペイドカード、回数券の購入は、必要最小限とします。

その他の経費

1. 内容

その他会派が必要と認めた調査研究活動に要する経費。

8. 対象外の経費

対象外の経費として、仙台市政務調査費に関する要綱（第2条）において、支出できない経費の主なものが規定されています。主な対象外の経費の例は次のとおりです。

(1) 交際費

ア. 冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費

イ. 祝電・弔電、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費

ウ. 挨拶やテープカットだけの出席に要する経費

エ. 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費

〔 ○町内会費 ○PTA会費 ○同窓会費 ○老人会費
○商工会会費 ○協議会等の年会費・賛助会費 など 〕

オ. 議員が加入している団体の会合への参加費

ただし、調査、広報広聴等を目的とした会合に要する経費は除く。

(2) 政党本来の活動に要する経費

ア. 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費

イ. 政治資金パーティーの開催及び出席に要する経費

ウ. 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費

エ. 政党活動に要する経費

(3) 会議に伴う食事以外の飲食に要する経費

(4) レクリエーション等の経費

(5) 選挙活動に要する経費

(6) 後援会として行う活動に要する経費

(7) 仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条に規定する用途以外で議員個人に支給するもの

(8) その他市政に関する政務調査活動の目的に合致しないもの

ア. 私的な旅行・観光等に要する経費

イ. 社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費

- (9) 規則第 2 条第 7 項に規定する人件費のうち、生計を一にする家族、親族の常勤雇用に必要な経費

- (10) 規則第 2 条第 8 項に規定する事務所費のうち、自己所有建物を事務所に使用する場合にあっては賃料に相当する額、また、自宅を事務所に使用する場合にあっては賃料又は賃料に相当する額

第4章 支出手続きの概要

1 基本手続き

政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者は、収支を明らかにした会計帳簿を作成し、領収書等の証拠書類、その他の関係書類を整理し、収支状況報告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過する日まで保管します。

2 収支状況報告書の提出

交付を受けた政務調査費については、当該年度の翌年度の5月15日までに、収支状況報告書を作成し、会派の代表者名で議長に提出しなければなりません。

その際に、支出に係る領収書等の証拠書類の写しを項目別に整理し、添付しなければなりません。

3 領収書等の証拠書類の整理

(1) 提出の必要な領収書等

1件1万円を超える領収書及び支払証明書は、支出の証明として、収支状況報告書に写しを添えて提出しますので、管理保管する必要があります。

(2) 基本的な整理手続き

政務調査費を支出した場合は、原則としてその領収書、証票類等を徴するものとします。

また、その領収書及び支払証明書（1件1万円を超える）の証拠書類の写しを項目別に整理し、収支報告書とともに議長に提出しなければなりません。

(3) 政務調査費の支出に係る「1件」の概念

政務調査費を支出した場合の「1件」の考え方としては、基本的には支払い先からの領収書1枚単位とします。

ただし、視察調査等の旅費の支出については、視察調査等ごとの支出総額を1件とします。

(4) 領収書を徴することができない場合

領収書を徴することができない場合には、それに代わる証票類等を徴する必要があります。

ア. 口座振込による支出の場合は、振込金受取書を領収書に代えることができます。

イ. 口座引落による支出の場合は、請求書又は支払ったことが明らかになる書類を領収書に代えることができます。

ウ. 日付、発行者、品目、金額の記載のあるレシートについては、領収書に代えることができます。

エ. 支出額、期日、支払いの相手方等を記載した、支払証明書を付することで領収書に代えることができます。

(経費例) バス・地下鉄・近距離鉄道運賃、旅費日当など。

(5) 按分による支出に係る領収書等の証拠書類

政務調査費を支出した際に、その費用に政務調査目的以外の支出を含む場合は、「按分による支出の指針」に基づき按分し、按分後の政務調査費からの支出が、1万円を超えるものは、その領収書等の証拠書類の写しを議長に提出します。

また、政務調査費としての経費分の領収書、証票類等を徴し得ない場合は、支払証明書にその旨を補記します。

(6) 領収書等の証拠書類の写しの提出

領収書等の証拠書類は、項目別に整理し、その写しを領収書添付用紙に貼付し、提出します。

(7) 領収書のあて名等

ア. 領収した日にちの記載があること。

イ. 会派名又は議員名の記載があること。(あて名なし、「上様」、他の名前は不可)

ウ. 発行者の記名、押印がされていること。

エ. 金額の記載があること。(訂正は不可)

オ. 使途の記載があること。

カ. 記載事項の訂正は二本線で見え消しとし、発行者の訂正印の押印があること。

(8) 領収書に代わるもの

ア. 銀行等の振込金受取書

ATM利用明細票など、日付、依頼人(会派又は議員名)、受取人、金額が記載されていることに加え、使途(内容)が明確にされていれば、領収書に代えることができます。

イ. レシート

レシートは、日付、発行者、品目、金額の記載あるものについては領収書に代えることができます。

4 関係書類の整理保管

政務調査費の収支に関する書類は、議長への提出が必要なものと、会派で保管するものがありますので、適正に整理保管してください。

關係資料

領収書貼付用紙

使途項目	費
※ 領収書その他の証拠書類の添付欄（重ならないように貼付すること）	

領収書貼付用紙 (按分用)

使途項目	費
※ 領収書その他の証拠書類の添付欄 (重ならないように貼付すること)	
按分による支出	
按分率 (A) (/) 「領収書」の金額 (B) (円) 按分による政務調査費の支出額 (A×B) (円)	

(収支報告様式第3号)

政務調査費支払証明書

使途項目	(1) 調査研究費	(2) 研修費	
	(3) 会議費	(4) 資料作成費	
	(5) 資料購入費	(6) 広報広聴費	
	(7) 人件費	(8) 事務所費	
	(9) 事務費	(10) その他の経費	
支出年月日		支出額	
支出先			
「領収書」を徴し 難かった理由			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 会 派 名

代表者氏名 印

経理責任者氏名 印

条例・規則・要綱

○ 仙台市政務調査費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 16 日
仙台市条例第 33 号

改正 平成 14 年 4 月条例第 40 号、平成 20 年 3 月条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平 14、4・平 20、3・改正)

(交付対象)

第 2 条 政務調査費は、市議会における会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務調査費は、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び 1 月から 3 月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに交付するものとし、その額は各四半期の初日における会派の所属議員数に 35 万円及び各四半期に属する月数を乗じて得た額とする。ただし、四半期の中途において議員の任期が満了するときは、任期の満了する日の属する月(その日が月の初日(以下「基準日」という。)であるときは、その日の属する月の前月)までの月数分を交付する。

2 政務調査費は、各四半期の初日の属する月の 5 日に交付する。ただし、その日が仙台市の休日を定める条例(平成元年仙台市条例第 61 号)第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日に交付する。

(平 20、3・改正)

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第 4 条 政務調査費の交付を受けた会派の所属議員数が各四半期の中途において減少したときは、当該減少した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月)の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付した額と減少後の所属議員数に基づいて算定した額との差額を返還させるものとする。

2 政務調査費の交付を受けた会派が各四半期の中途において解散したときは、当該解散した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たると

きは、その日の属する月)の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付した額を返還させるものとする。議会の解散があったときも、また同様とする。

- 3 前2項の規定により政務調査費を返還させる場合において、既に交付した政務調査費の額から市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費(以下「必要経費」という。)として支出した額を控除して得た額(以下「残額」という。)が当該返還させるべき額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該残額を返還させるものとする。
- 4 政務調査費の交付を受けた会派の所属議員数が各四半期中途において増加したときは、当該増加した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月)の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付した額と増加後の所属議員数に基づいて算定した額との差額を交付するものとする。
- 5 各四半期中途において新たに会派が結成されたときは、当該会派が結成された日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月)の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費を交付する。ただし、議員の任期の開始に伴い新たな会派が結成された場合であって、当該任期の前の任期が当該開始の日の属する月の基準日に満了したときにあっては、当該開始の日の属する月以降分の政務調査費を交付する。
- 6 前2項の規定により政務調査費を交付する場合において、当該政務調査費を交付することとなる事由が第1項又は第2項の規定により政務調査費を返還させることとなる事由に伴い生じたものであって、当該政務調査費の返還について第3項の規定の適用があるときは、前2項の規定にかかわらず、第3項に定める残額の範囲内において政務調査費を調整し、交付するものとする。

(平 20、 3・改正)

(**使 途 基 準**)

第5条 会派は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を支出するものとし、必要経費以外に充ててはならない。

(**交 付 申 請**)

第6条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、交付申請書に所属議員の名簿を添えて、議長を経て市長に提出しなければならない。

(**経 理 責 任 者**)

第7条 前条の規定により交付申請書を提出した会派は、経理責任者を定め、議長を経て市長に届け出なければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、交付する政務調査費の額を決定し、当該会派の代表者に対し通知するものとする。

(収支状況報告書等の提出)

第9条 前年度に政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、当該政務調査費に係る収入額及び支出額を記載した報告書(以下「収支状況報告書」という。)を作成しなければならない。

2 前項の支出額は、実費によるものとする。ただし、これにより難いときは、別に定める方法により算定した額によることができる。

3 第1項の会派の代表者は、収支状況報告書を当該年度の5月15日までに議長に提出しなければならない。

4 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の経理責任者であった者は、当該解散した日の属する年度に交付を受けた政務調査費に係る収支状況報告書を作成しなければならない。議員の任期が満了したとき又は議会の解散があったときも、また同様とする。

5 前項の会派の代表者であった者は、収支状況報告書を当該会派が解散した日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。次条第2項において同じ。)の末日までに議長に提出しなければならない。議員の任期が満了したとき又は議会の解散があったときも、また同様とする。

6 第3項又は前項の規定により提出する収支状況報告書には、当該収支状況報告書に記載された政務調査費による支出(別に定めるものを除く。)に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し(次項において「領収書等の写し」という。)及び調査研究活動の概要を記載した調査研究活動報告書を添付しなければならない。

7 議長は、第3項又は第5項の規定により提出された収支状況報告書並びに前項の規定により提出された領収書等の写し及び調査研究活動報告書(第11条において「収支状況報告書等」という。)の写しを市長に送付するものとする。

(平20、3・改正)

(政務調査費に残余がある場合の返還手続)

第10条 前年度に政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費の総額から前年度において必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には、当該年度の5月15日までに当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、当該解散した日の属する年度において交付を受けた政務調査費の総額(第4条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により返還させる額を控除して得た額)からその年度において必要経費として支出した額を控除して得た額に残余がある場合には、当該解散した日の属する月の翌月の末日までに当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。議員の任期が満了したとき又は議会の解散があったときも、また同様とする。

(収支状況報告書等の保存)

第11条 議長は、収支状況報告書等を、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(平 20、 3・改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長又は市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平14、4・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平20、3・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

○ 仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 27 日

仙台市規則第 32 号

改正 平成 20 年 3 月規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使途基準)

第 2 条 条例第 5 条に規定する使途基準は、次の各号に定める項目ごとに当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査研究費 市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費
- (2) 研修費 研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費
- (3) 会議費 各種会議に要する経費
- (4) 資料作成費 調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費
- (5) 資料購入費 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
- (6) 広報広聴費 議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費
- (7) 人件費 調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費
- (8) 事務所費 調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費
- (9) 事務費 調査研究活動に要する事務経費
- (10) その他の経費 前各号に掲げるもののほか会派が必要と認めた調査研究活動に要する経費

(平 20、3・改正)

(交付申請書)

第 3 条 条例第 6 条に規定する交付申請書は、別記様式による。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 20、3・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

仙台市長

（仙台市議会議長経由）

会派名

代表者名

政 務 調 査 費 交 付 申 請 書

仙台市政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 名（ 月 日現在）

6 交付申請額（ 期分） 円

○ 仙台市政務調査費の交付に関する要綱

(平成 13 年 3 月 27 日議長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の対象外の経費)

第 2 条 政務調査費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
 - (2) 政党本来の活動に要する経費
 - (3) 会議に伴う食事以外の飲食及び遊興に要する経費
 - (4) レクリエーション等の経費
 - (5) 選挙活動に要する経費
 - (6) 仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成 13 年仙台市規則第 32 号。以下「規則」という。)第 2 条に規定する用途以外で議員個人に支給するもの
 - (7) その他市政に関する政務調査活動の目的に合致しないもの
- 2 規則第 2 条第 7 号に規定する人件費は、生計を一にする家族、親族の常勤雇用に要する経費を除くものとする。
- 3 規則第 2 条第 8 号に規定する事務所費は、自己所有建物を事務所に使用する場合にあっては賃料に相当する額、自宅を事務所に使用する場合にあっては賃料又は賃料に相当する額を除くものとする。 (平 14、9・平 20、3・改正)

(交付申請手続)

第 3 条 条例第 6 条の規定により政務調査費の交付を受けようとする会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)の代表者は、各四半期の初日までに、交付申請書を議長を経て市長に提出しなければならない。

(会派内における政務調査費の経理等)

- 第 4 条 会派の代表者は、経費の支出決定を行うとともに政務調査費の適正な執行に努めなければならない。
- 2 経理責任者は、政務調査費の出納事務をつかさどり、帳簿書類、領収書等を管理しなければならない。
 - 3 会派の代表者は、前項の帳簿書類、領収書等を、条例第 9 条の規定により収支状況報告書を議長に提出すべき期限の翌日から起算して 3 年を経過する日まで保管しなければならない。

(平 20、3・改正)

(支出手続)

第5条 経理責任者は、当該会派の代表者の決定を経て経費を支出するものとし、支出に当たっては領収書を徴収しなければならない。ただし、支出を口座振替の方法により行うときは、振替金受領書をもって領収書に代えることができる。

- 2 経理責任者は、前項に規定する領収書を徴収することができないときは、当該会派の代表者の支払証明書が添付されなければ支出をすることができない。
- 3 支出を受けようとする者が、必要やむを得ない場合に立替えをしたときは、当該立替を証明する領収書を添付しなければならない。

(会派内における政務調査費の支出手続等)

第6条 会派の代表者は、当該会派の所属議員が行う調査研究活動に関して、調査の目的、方法及び期間等を定めなければならない。

- 2 調査研究活動を行った議員（共同で調査研究活動を行った場合にあっては、その代表者）は、所属会派の代表者に対し調査研究活動終了後、速やかに、調査研究活動報告書により調査研究活動の内容及び経費の内訳を報告しなければならない。
- 3 会派の代表者は、当該会派の所属議員が調査研究活動等のため経費を必要とするときは、その経費を前渡することができる。
- 4 会派の代表者は、当該会派の所属議員を調査研究活動等のため市域外へ宿泊を伴う出張をさせる場合は、調査出張届出書（別記様式第1-1号）を提出させなければならない。

(平14、9・平15、3・平20、3・改正)

(調査研究活動に要する旅費の支出)

第7条 調査研究活動に要する旅費は、特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和31年仙台市条例第35号。次項において「特別職給与条例」という。）に基づき支給する場合の旅費の額に相当する額を超えて支出することはできない。

- 2 前項に規定する調査研究活動に要する旅費は、特別職給与条例に基づき、旅費又は費用弁償が支給されたときは、重ねて支出することができない。

(平20、3・追加)

(経費の按分)

第8条 規則第2条各号に掲げる費用について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には、按分の割合を二分の一を上限として計算した額を支出額とすることができる。

(平20、3・追加)

(収支状況の報告)

第9条 条例第9条第6項に規定する別に定めるものは、一件につき1万円以下の支出

とする。

- 2 条例第9条第1項の収支状況報告書は、別記様式第2-1号によるものとし、条例第9条第6項の調査研究活動報告書は、別記様式第2-2号によるものとする。

(平 20、 3・追加)

(執行状況の報告)

第10条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、交付を受けた政務調査費の執行状況に関する報告書(別記様式第3号)を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各半期ごとに当該半期満了の日の翌日から45日以内に議長に提出するものとする。

- 2 議長は、市長に対し条例第9条第7項に規定する収支状況報告書等の写しを送付するときは、前項に規定する半期ごとの執行状況に関する報告書の写しを添付するものとする。

(平 20、 3・旧第7条線下・改正)

(報告内容の検査及び修正)

第11条 議長は、条例第9条第7項に規定する収支状況報告書等の提出を受けたときは、その内容を検査し、必要があると認めるときは会派の代表者に対して証拠書類等の資料の提示を求めることができる。

- 2 議長は、収支状況報告書の内容が不適正であると認めるときは、その修正を命ずるものとする。

(平 20、 3・旧第8条線下・改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 市議会各会派に対する市行政調査費経理要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の実施前に交付された市行政調査費の収支決算報告書の提出期限等については、なお従前の例による。

附 則(平成14年9月6日改正)

この要綱は、平成14年9月6日から実施する。

附 則(平成15年3月5日改正)

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則(平 20、 3・改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

〔様式第1-1号〕

平成 年 月 日

(会派名 代表者名)

会派名
議員名 _____ 印

調査研究のための出張について (届出)

このたび、調査研究のため下記のとおり出張することになりましたので
お届けいたします。

記

出張者名	
用務先	
出張期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
調査研究項目	
備考	

〔様式第2-1号〕

平成 年 月 日

平成 年度 政務調査費 収支状況報告書

仙台市議会議長

会派名

代表者名 _____ 印

1 収 入

政務調査費交付金 _____ 円 預金利子 _____ 円

合 計 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	支 出 の 内 訳 等
調 査 研 究 費		調査研究に要した経費 _____ 円 調査研究の委託に要した経費 _____ 円
研 修 費		研修会開催に要した経費 _____ 円 各種団体等の研修会参加に要した経費 _____ 円
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 広 聴 費		
人 件 費		常勤調査研究補助者 _____ 円 臨時調査研究補助者 _____ 円
事 務 所 費		
事 務 費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

[様式第2-2号]

平成 年 月 日

平成 年度 調査研究活動報告書

仙台市議会議長

会派名

代表者名 _____ 印

調査・研究テーマ	活動内容

〔様式第3号〕

平成 年 月 日

平成 年度 政務調査費 執行状況報告書

(月～ 月)

仙台市議会議長

会派名

代表者名 _____ 印

1 収 入

政務調査費交付金 _____ 円 預金利子 _____ 円

前期繰越額 _____ 円 合 計 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	支 出 の 内 訳 等
調 査 研 究 費		調査研究に要した経費 _____ 円 調査研究の委託に要した経費 _____ 円
研 修 費		研修会開催に要した経費 _____ 円 各種団体等の研修会参加に要した経費 _____ 円
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 広 聴 費		
人 件 費		常勤調査研究補助者 _____ 円 臨時調査研究補助者 _____ 円
事 務 所 費		
事 務 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

3 残 額 _____

